

長浜市告示第 1 7 3 号

長浜市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成19年長浜市告示第243号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

第 7 条第 1 項を次のように改める。

申請者は、日常生活用具の給付に要した費用の一部（以下「自己負担金」という。）を負担するものとする。

第 7 条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「給付に必要な日常生活用具の購入に要した額から前項により申請者が直接業者に支払った額」を「日常生活用具の給付に要した費用の額から自己負担金の額」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項の負担金に給付券を添えて、負担すべき額を業者に直接」を「業者に給付券を提出し、自己負担金を」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 自己負担金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 日常生活用具の価格が別表第 1 に規定する基準額を超える場合にあっては、当該日常生活用具の価格から当該基準額を減じた額
- (2) 別表第 2 に定める額

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 8 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（耐用年数の取扱）

第 8 条 市長は、既に給付を受けている日常生活用具と同一の日常生活用具の再給付に係る申請の場合において、前回の給付を受けた日から別表第 1 に規定する耐用年数の期間を経過していないものは、再給付の対象外とする。ただし、修理不能のため日常生活用具の使用が困難になった場合は、この限りでない。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 8 条関係）

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用年 数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8 年	4,900 円
特 殊	寝たきりの状態にあ	褥瘡の防止又は失禁等による汚	5 年	21,560 円

マ ッ ト	る者	染又は損耗を防止できる機能を有するもの		
特 殊 便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	166,320 円
特 殊 寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年	169,400 円
歩 行 支 援 用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 1 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8 年	66,000円
入 浴 補 助 用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8 年	99,000円
特 殊 尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5 年	73,700円
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	16,500円
車 い す	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	6 年	77,440円

頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に 転倒する者（在宅以 外（入院中又は施設 入所）の者について も対象）	転倒の衝撃から頭部を保護でき るもの	3 年	13,380円
電 気 式 た ん 吸 引器	呼吸器機能に障害が ある者	小児慢性特定疾病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの	5 年	62,040円
ク ー ル ベ スト	体温調節が著しく難 しい者	疾病の症状に合わせて体温調節 のできるもの	1 年	22,000円
紫 外 線 カ ット ク リ ーム	紫外線に対する防御 機能が著しく欠け て、がん又は神経障 害を起こすことがあ る者	紫外線をカットできるもの	—	41,580円 （年間）
ネ ブ ラ イ ザー （ 吸 入 器）	呼吸器機能に障害の ある者	小児慢性特定疾病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの	5 年	39,600円
パ ル ス オ シ メ ー ター	人工呼吸器の装着が 必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリン グすることが可能な機能を有 し、小児慢性特定疾病児童等又 は介助者が容易に使用し得るも の	5 年	173,250 円
ス ト ー マ 装 具 （ 消 化 器 系）	人口肛門を造設した 者（在宅以外（入院 中又は施設入所）の 者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの	—	113,520 円 （年間）

ス ト ー マ 装 具 (尿 路 系)	人口膀胱を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	149,160 円 (年間)
人 工 鼻	人口呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	—	128,700 円 (年間)

別表第2備考の2（2）ウ中「計算された地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

長浜市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券							
① 給 付 番 号	第 号		② 給付券発行 年 月 日	年 月 日			
③ 対 象 者 氏 名			④ 生年月日	年 月 日生 (歳)			
⑤ 居 住 地	長浜市						
⑥ 申 請 者 の 氏 名			⑦ 対象者との 続 柄				
⑧ 給付する用具名 (形式、規模等)		⑨ 価 格	円	⑩ 申請者が支 払うべき額	円	⑪ 公 費 負担額	円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者 の住 所				
⑭ この券の有効期 限	受給者が業者に 提示する期限		年 月 日	業者の公 費支払請 求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する 年 月 日 長浜市長 印							
⑮業者の納付した日		⑯申請者より受領した額		⑰受領業者名及び年月日			
年 月 日		円		年 月 日			
⑱ 用具受領者氏名印	印		⑲ 検収者	職名 氏名 印			
⑳その他 特記事項							

（注） 本表は①～⑭⑲は市、⑮～⑰は納入した業者が、⑱は申請者が記入すること。

様式第6号中「第10条」を「第11条」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。